

美波町人事行政の運営等の状況について

美波町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成19年美波町条例第3号）に基づき、令和3年度的美波町の人事行政の運営等の状況の概要を公表いたします。

1. 職員の任免及び職員数に関する状況

- (1) 職員の採用の状況
令和3年度採用者数

一般事務	保育教諭	栄養士	看護師	計
3人	2人	2人	3人	10人

- (2) 職員の退職の状況
令和3年度退職者数

区分	定年退職	早期退職	普通退職	計
一般行政職	1人		2人	3人
技能労務職	1人			1人
医療職	2人		1人	3人
計	4人		3人	7人

- (3) 職員数の状況（各年4月1日現在）

（単位：人）

区分		職員数		対前年増減数
		令和2年	令和3年	
普通会計部門	議会	1	1	0
	総務	27	28	1
	税務	6	6	0
	民生	42	40	-2
	衛生	9	10	1
	農林水産	6	6	0
	商工	2	2	0
	土木	6	6	0
	小計	99	99	0
	教育部門	12	11	-1
小計	111	110	-1	
公営企業等 会計部門	病院	57	59	2
	水道	3	3	0
	下水道	2	2	0
	その他	4	4	0
	小計	66	68	2
合計	177	178	1	

※職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員などを含み、再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を除いています。

2. 職員の人事評価の状況

公正な人事管理を行うとともに、職員の人材育成を推進することを目的とし実施しています。

- (1) 評価方法

- ①能力評価 評価項目ごとに定める着眼点に基づき、業務遂行の過程において発揮された職員の能力を客観的に評価
- ②業績評価 職員があらかじめ設定した業務目標の達成度その他設定目標以外の取組により、その業務上の業績を客観的に評価

- (2) 評価期間 毎年4月1日から翌年3月31日まで

- (3) 評価結果の活用 被評価者の人事管理の基礎として活用

3. 職員の給与の状況

- (1) 人件費の状況（令和3年度普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (3年度末)	歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	(参考) 令和2年度の人件費率
令和3年度	6,153人	6,700,908千円	284,608千円	1,143,791千円	17.1%	16.8%

※人件費とは、特別職の給与、各委員等報酬、職員給与、共済費などをいいます。

(2) 職員給与費の状況(令和3年度普通会計当初予算)

区 分	職員数 (A)	給 与 費				1人当たり給与費 (B/A)
		給料・報酬	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
会計年度任用職員 以外の職員	119人 (9人)	442,597千円	64,881千円	177,289千円	684,767千円	5,754千円
会計年度任用職員	103人 (88人)	245,080千円	5,174千円	46,979千円	297,233千円	2,886千円

※1. 職員給与費とは、人件費のうち一般職員に支給される給料、諸手当等をいいます。職員手当には、退職手当(退職手当負担金)および児童手当は含まれません。

2. 職員数のうち、()内は短時間勤務の職員です。

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況(令和3年4月1日現在)

一 般 行 政 職			技 能 労 務 職		
平均給料月額	平均給与月額	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
3,268百円	3,809百円	44.9歳	3,031百円	3,654百円	54.8歳

(4) 職員の初任給・経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(令和3年4月1日現在)

区 分	初 任 給	10年以上15年未満	15年以上20年未満	20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	182,200円	247,900円	302,600円
	高校卒	150,600円	該当者なし	—
技能労務職	高校卒	146,100円	該当者なし	該当者なし

※ 少人数である等、個人が特定されるものについては記載していません。

(5) 級別職員数の状況(令和3年4月1日現在)

一般行政職				技能労務職			
職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比	職務の級	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	書記	12	15.8	1級	技能職員	2	20.0
2級	事務主任	7	9.2	2級	高度な技能又は経験を必要とする	0	0.0
3級	係長	5	6.6	3級	特に高度な技能又は経験を必要とする	8	80.0
4級	主査・課長補佐	27	35.5	計		10	100.0
5級	上席課長補佐・課長	15	19.7	構成比(%)は区分ごとに四捨五入しているため、合計が100%にならない場合もあります			
6級	上席課長	10	13.2				
計		76	100				

(6) 職員手当の状況(令和3年4月1日現在)

① 期末勤勉手当と退職手当の状況

区 分	美波町(令和3年度支給割合)			国(令和3年度支給割合)		
		期末手当	勤勉手当		期末手当	勤勉手当
期末・勤勉手当	6月分	1.275月	0.95月	6月分	1.275月	0.95月
	12月分	1.275月	0.95月	12月分	1.275月	0.95月
	計	2.55月	1.90月	計	2.55月	1.90月
	職務上の段階、職務の級等による加算措置有り			職務上の段階、職務の級等による加算措置有り		
退職手当	(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年	(支給率)	自己都合	応募認定退職・定年
	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
	勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
	最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職 特例措置(2%~45%加算)			

② その他の手当

区 分	内 容	支給月額
扶養手当	配偶者	6,500円
	子	10,000円
	配偶者、子以外の扶養親族	6,500円
	15歳から22歳の子の加算	5,000円
住居手当	自ら居住するための住宅を借り受け、現に当該住宅に居住し、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	家賃の額に応じ、最高28,000円まで

通勤手当	自動車等を使用して通勤する職員で、通勤距離が片道2km以上の職員に支給	通勤距離に応じ、2,000円～最高31,600円まで
管理職手当	管理又は監督の地位にある職員に支給	役職区分に応じ、17,000円～40,000円
特殊勤務手当	職員の勤務が著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、その勤務した実績に応じて支給	防疫等作業手当 1日 290円 (コロナ特勤) 1日 3,300円 又は 4,400円 放射線取扱手当 月額 7,000円 死体処理手当 1回 1,000円

(7) 特別職の報酬等の状況

区分	給料(報酬)月額	期末手当
町長	768,000円	6月期 1.275月分 12月期 1.275月分 合計 2.55月分 (役職加算有り)
副町長	615,000円	
教育長	553,000円	
議長	269,000円	
副議長	231,000円	
議員	192,000円	

4. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間の概要(標準的なもの)

勤務時間	始業時間	終業時間	休憩時間	休日
1日あたり 7時間45分	8:30	17:15	12:00～ 13:00	・日曜日及び土曜日
1週間あたり 38時間45分				・国民の祝日 ・年末年始(12月29日～31日、1月2日及び3日)

(2) 休暇制度の概要

職員の休暇の概要は、次のとおりです。

区分	内容	休暇日数等
年次有給休暇		1暦年について20日(20日を越えない範囲内の残日数を翌年に繰り越すことができる。)
病気休暇	公務上の負傷又は疾病	必要と認められる期間
	その他の私傷病	90日を越えない範囲内で必要と認められる期間
特別休暇 (主なもの)	結婚する場合	その都度必要と認める期間。5日以内
	産前産後の場合	産前8週間(多胎妊娠の場合は14週間)以内、産後8週間まで
	子の看護をする場合	職員の養育する小学校就学前の子の看護をする場合、5日(子が2人以上の場合は10日)以内
	短期の介護をする場合	職員の配偶者、父母、子等の介護が必要な場合、5日(要介護者が2人以上の場合は10日)以内
	親族が死亡した場合	親族により1日から7日の範囲内
	夏季における心身の健康の維持・増進等の場合	7月から9月までの期間内で5日以内
介護休暇	配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障がある者を介護する場合	介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ通算して6日を越えない期間内において必要と認められる日又は時間

年次有給休暇の状況(一般行政部門職員)

期間	平均取得日数	消化率
R3.1.1～R3.12.31	13.7日	37.4%

5. 職員の休業に関する状況

(1) 育児休業等の取得状況

区分	育児休業	部分休業
令和3年度に新たに所得した者	10	0
前年度から引き続けている者	5	1

(2) その他の休業の状況

現在、自己啓発等休業、配偶者同行休業、修学部分休業、高齢者部分休業は条例制定していません。

6. 職員の分限及び懲戒処分の状況

処分者等の状況(令和3年度)

区 分		人数	区 分		人数
分限処分	免職	0人	懲戒処分	免職	0人
	休職	3人		停職	0人
	降任	0人		減給	0人
	降給	0人		戒告	0人
	計	3人		計	0人

※ 分限処分とは、職員がその職責を十分に果たすことができない場合に行われる処分、公務能率の維持を目的としてなされます。

懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問うための処分、公務における規律と秩序を維持することを目的としてなされます。

7. 職員のサービスの状況

サービスとは、職員が職務を行うことをいい、地方公務員法第30条では、サービスの根本基準を「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行にあたっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない」と定めています。この根本基準の具体的な規定として、「サービスの宣誓」「法令等及び上司の職務上の命令に従う義務」「信用失墜行為の禁止」「秘密を守る義務」「職務に専念する義務」「政治的行為の制限」「争議行為等の禁止」「営利企業等の従事制限」のサービス上の義務が定められています。

8. 職員の退職管理の状況

地方公務員法において、退職した職員が営利企業等に再就職した場合、退職前5年間に在籍していた部署職員への働きかけや、その職員が決定した契約、処分に関する現職職員への働きかけが禁止されています。

美波町では、職員の退職管理に関する規則を制定し、退職管理に関し必要な事項を定めています。

9. 職員の研修の状況

職員研修実績（令和3年度）

研修区分	講座数	受講者	研修内容等
庁舎外研修	19	43人	・階層別研修 ・マイナンバー制度研修 ・税務職員研修等
庁舎内研修	1	25人	・人事評価研修

10. 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 職員の健康診断の状況（令和3年度）

区分	受診者数
定期健康診断	158人
人間ドック	112人

(2) 福利厚生状況

事業団体	福祉事業内容
市町村職員共済組合	保健事業、貯金事業、貸付事業、物資事業
公立学校共済組合	保健事業、貸付事業
市町村職員互助会	給付事業、厚生事業、助成事業、互助年金事業、積立年金事業

互助会会員数（令和3年4月現在）

事業団体	会員数
市町村職員互助会	206人

公費支出状況

年度	負担額	会員一人当たり	補助率
令和3年度決算	2,374千円	11,524円	50%

(3) 公務災害・通勤災害の認定件数（令和3年度）

区分	件数
公務災害	0件
通勤災害	0件

※公務災害補償制度の概要 地方公務員が公務上の災害（負傷、疾病、障害又は死亡をいう。）又は通勤による災害を受けた場合に、その災害によって生じた損害を補償し、必要な福祉事業を行うことにより、被災職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的としています。補償の実施は、「地方公務員災害補償基金」が行います。

(4) 勤務条件に関する措置の要求の状況（令和3年度）

該当なし

(5) 不利益処分に関する不服申立の状況（令和3年度）

該当なし